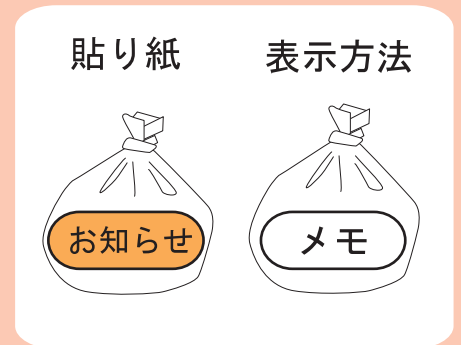


# 資源物・ごみの出し方 ルール

- ごみ・資源物は、収集日当日の朝、8時40分までに出してください。収集時刻は一定しません。
- 必ず最寄りの決められた場所に出しましょう。地区外からの持ち込みはできません。
- 台風等で風雨が強いとき**は、飛散防止のため、次の収集日に出してください。
- ボランティア活動**で出たごみは、原則として自己搬入になっています。自己搬入が困難な場合は事前にご連絡ください。
- 古紙類や古布類は、雨模様の日や雨が降っているときは出さずに、次の回収日に出してください。
- コンテナの中には、あきびん以外は入れないでください。
- 資源集積所・ごみ収集場所の新設・移設は、市との**事前協議**が必要です。  
クリーンステーションに小屋・箱などを設置すると、収集日以外のごみ出し・外部からのごみの持込みなどのトラブルが生じますので設置しないでください。やむを得ず設置したい場合は、必ず事前にご相談ください。



- ルール違反**のごみ出しは、貼り紙のうえ収集しません。また、必要に応じて中を確認し、ごみ・資源物の分け方・出し方の説明にうかがう場合があります。
  - 袋の中を新聞等で隠す場合は、必要最小限にしてください。
  - 資源物を汚れ等によりやむを得ずごみ出しする場合は、その旨を表示してください。
  - 祭り・イベント等のごみは収集には出せません。直接持込むか許可業者へ回収を依頼してください。
- ※災害で発生した廃棄物については、環境整備課にお問い合わせください。

## 不法投棄は、犯罪です



■ごみの不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)」違反となり処罰の対象となります。

不法投棄を行った場合、5年以下の懲役もしくは、1000万円以下の罰金または併科  
不法投棄を行った者が法人の場合、3億円以下の罰金となります。

(平成23年4月施行)

